



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

島根県議会議員一般選挙の実施	2
島根県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者	2
島根県議会議員一般選挙における選挙長の勤務場所	2
島根県議会議員一般選挙における投票用紙等の様式	3
島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	10
島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の表示板等の配色	10
島根県議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及び色	10
島根県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	10
島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における投票用紙を区別して交付する投票所での投票の順序	10
島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における開票を同時に行わない開票所での開票の順序	11
島根県議会議員一般選挙における届出等に関し島根県選挙管理委員会が指定する場所	11
島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色	11
島根県議会議員一般選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色	11
島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色	12
島根県議会議員一般選挙における選挙会の事務と開票の事務を併せ行わない開票区	12
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	12

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第28号**

任期満了による島根県議会議員一般選挙を次のとおり行う。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

投票を行うべき日 令和5年4月9日

選挙すべき議員の数

選挙区	議員の数	選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
松江	11人	大田	2人	仁多	1人
浜田	3人	安来	2人	邑智	1人
出雲	9人	江津	1人	鹿足	1人
益田	2人	雲南・飯石	2人	隠岐	1人

島根県選挙管理委員会告示第29号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

選挙区	選挙長氏名	住 所	職務代理者氏名	住 所
松江	長岡 隆	島根県松江市	三村 暁範	島根県松江市
浜田	岡本 正博	島根県浜田市	木原 圭司	島根県浜田市
出雲	山根 よし子	島根県出雲市	原 翔一	島根県松江市
益田	永岡 克広	島根県益田市	和崎 幹弘	島根県益田市
大田	水上 芳枝	島根県益田市	藤井 洋光	島根県松江市
安来	安藤 高	島根県安来市	加藤 理子	島根県安来市
江津	市富 保志	島根県江津市	土田 雅彦	島根県江津市
雲南・飯石	石川 晃	島根県雲南市	客野 正彦	島根県松江市
仁多	石川 晃	島根県雲南市	客野 正彦	島根県松江市
邑智	曾田 修	島根県出雲市	渡邊 光春	島根県大田市
鹿足	森脇 秀治	島根県松江市	俵 正光	島根県益田市
隠岐	三島 正司	島根県隠岐郡隠岐の島町	清水 寛之	島根県隠岐郡隠岐の島町

島根県選挙管理委員会告示第30号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

選 挙 長 名	期 間	住 所
松江選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 及び4月10日	島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター
	令和5年4月1日 から4月9日まで 及び4月11日	島根県松江市殿町1番地 島根県庁
浜田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日	島根県浜田市殿町6番地1 浜田まちづくりセンター
	令和5年4月1日 から4月11日まで	島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所
出雲選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日	島根県出雲市今市町70番地 出雲市役所
	令和5年4月1日 から4月11日まで	島根県出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎
益田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日	島根県益田市元町11番地26 益田市立市民学習センター
	令和5年4月1日 から4月11日まで	島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所
大田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 及び4月10日	島根県大田市大田町大田イ1番地3 大田集合庁舎
	令和5年4月1日 から4月9日まで 及び4月11日	島根県大田市大田町大田イ236番地4 島根県立男女共同 参画センター
安来選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 から4月11日まで	島根県安来市安来町878番地2 安来市役所
江津選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 から4月9日まで 及び4月11日	島根県江津市江津町947番地2 江津市役所分庁舎
	令和5年4月10日	島根県江津市江津町1016番地4 江津市職員会館
雲南・飯石選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 から4月11日まで	島根県雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎
仁多選挙区島根県議会議員選挙選挙長		
邑智選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日 及び4月11日	島根県邑智郡川本町大字川本265番地3 川本合同庁舎
	令和5年4月1日 から4月10日まで	島根県大田市大田町大田イ236番地4 島根県立男女共同 参画センター
鹿足選挙区島根県議会議員選挙選挙長	令和5年3月31日	島根県益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎
隠岐選挙区島根県議会議員選挙選挙長	から4月11日まで	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地 隠岐合同庁舎

島根県選挙管理委員会告示第31号

令和5年4月9日行いう島根県議会議員一般選挙における投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

投票用紙

備考
 三二一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色合成紙とする。
 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

こう ほう し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>令和五年四月九日執行 島根県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	島根県選 挙管理委 員会之印
------------------------------	--	----------------------

点字用投票用紙

備考
 三二一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は赤色刷りとし、点線枠の部分に「県議」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「ケンギ」と表示したものを貼付する。
 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

こう ほう し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>令和五年四月九日執行 島根県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点字投票 島根県選 挙管理委 員会之印
------------------------------	--	------------------------------

裏 表

仮投票用封筒

備考

三二一
寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

印刷は、黒色刷りとし、用紙はあざぎ色（中厚口）上質紙とする。

押すべき印は、刷込式とする。

仮 投 票

島根県選
挙管理委
員会之印

投票者氏名

投票所

裏 表

投票用封筒
外封筒

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 何の場所

不在者投票管理者（職・氏名）
都（何道府県）何郡（市）何町（村）選挙管理委員会委員長
（何々（船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載する）と。）

立会人 氏名

令和 5 年 4 月 9 日 執行
島根県議会議員一般選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選
挙管理委
員会之印

投票者氏名

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏 表

備考

一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあきぎ色（中厚口）上質紙とする。

二 押すべき印は、縦込式とする。

三 縦約十六センチメートル、横約九・九センチメートルとする。

四 筒内封筒は、封入した投票用紙が透けないものとする。

(内封筒)

注意

この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした
うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

内封筒（投票用封筒、郵便等による不在者投票及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通）

裏 表

島根県選挙管理委員会之印

令和5年4月9日執行
島根県議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票記載年月日 令和何年何月何日

投票記載場所 何 市 町 何 郡 何 村 何 番 地

右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票者 氏 名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

郵便等による不在者投票における投票用封筒
外封筒

不在者投票証明書用封筒

表

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

裏

何市(町)(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考
二一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
寸法は、縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

日 時 令和5年3月31日 午後6時

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第33号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第34号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

地模様 細紋

地模様の色 緑色

島根県選挙管理委員会告示第35号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

選挙区	制限額	選挙区	制限額	選挙区	制限額
松江	5,146,400	大田	5,064,200	仁多	4,743,700
浜田	5,095,100	安来	5,192,500	邑智	5,133,100
出雲	5,203,500	江津	5,469,700	鹿足	4,806,700
益田	5,459,000	雲南・飯石	5,339,700	隠岐	5,249,900

島根県選挙管理委員会告示第36号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付す

る投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- 1 島根県知事選挙の投票
- 2 島根県議会議員一般選挙の投票

島根県選挙管理委員会告示第37号

令和5年4月9日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、次のとおりとする。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- 1 島根県知事選挙の開票
- 2 島根県議会議員一般選挙の開票

島根県選挙管理委員会告示第38号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙において、県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和42年島根県選挙管理委員会規程第3号）により島根県選挙管理委員会が指定する場所は、令和5年3月31日午前8時30分から午後5時までの間に行う場所に限り次のとおりとする。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

松江選挙区	島根県市町村振興センター内
浜田選挙区	浜田まちづくりセンター内
出雲選挙区	出雲市役所内
益田選挙区	益田市市民学習センター内
大田選挙区	大田集合庁舎内
安来選挙区	安来市役所内
江津選挙区	江津市役所分庁舎内

島根県選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

白地とし、文字は青色とする。

島根県選挙管理委員会告示第40号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第41号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

地模様 細紋

地模様の色 水色

島根県選挙管理委員会告示第42号

令和5年4月9日行う島根県議会議員一般選挙において、次に掲げる開票区の開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

開 票 区	選 挙 区
松江市の区域	松江選挙区
浜田市の区域	浜田選挙区
出雲市の区域	出雲選挙区
益田市の区域	益田選挙区
大田市の区域	大田選挙区
安来市の区域	安来選挙区
江津市の区域	江津選挙区
仁多郡奥出雲町の区域	仁多選挙区

島根県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,046
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 158,713
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た

数)

松江選挙区	55,058
浜田選挙区	14,398
出雲選挙区	47,112
益田選挙区	12,522
大田選挙区	9,351
安来選挙区	10,381
江津選挙区	6,304
雲南・飯石選挙区	11,564
仁多選挙区	3,388
邑智選挙区	4,952
鹿足選挙区	3,642
隠岐選挙区	5,421

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

158,713